

届 出 書

宅地建物取引業法第 50 条第 2 項の規定により、下記の場所について、下記の事項を届け出ます。

年 月 日

中部地方整備局長
殿
知 事

商号又は名称
国土交通大臣
免許証番号 () 第 号
知事
代表者氏名

1 所在地	届出の対象となる案内所、 展示会等の場所		名 称				
			所在地	電話番号			
2 業 務 の 内 容	業 務 の 種 別		(1) 売買 (2) 交換 (3) 代理 (4) 媒介				
	業 務 の 態 様		(1) 契約の締結 (2) 契約の申込みの受理				
	取り扱う 宅地建物 の内容等 物件の 種類等		売主である宅地建物取引 業者の商号又は名称等		(商号又は名称) 国土交通大臣 () 号 知事		
			名 称				
			所 在 地				
			宅 地		区画	敷地面積の合計	㎡
戸 建 住 宅			戸	延べ面積の合計	㎡		
区分所有建物		戸	延べ面積の合計	㎡			
3 業務を行う期間			年 月 日 から 年 月 日まで				
4 専任の宅地建物取引 士に関する事項			氏 名		登 録 番 号		

備 考

1 「1 所在地」関係

「届出の対象となる案内所、展示会等の場所」の欄は、規則第6条の2各号に該当する場所の名称、所在地及び電話番号を記入すること。

2 「2 業務の内容」関係

① 「業務の種別」の欄は、届出をしようとする者が行おうとする業務の内容について該当するものの番号を○で囲むこと。

② 「業務の様態」の欄は、案内所、展示会等（以下「案内所等」という。）の場所で行う業務の様態について該当するものの番号をすべて○で囲むこと。

③ 「売主である宅地建物取引業者の商号又は名称等」の欄は、届出をしようとする者が売主の場合にあつては共同で売主となる者を、代理又は媒介をしようとする者の場合にあつては取り扱う物件の売主業者の「商号又は名称」及び「免許証番号」をすべて記入すること。

3 「4 専任の宅地建物取引士に関する事項」関係

案内所等に派遣するすべての専任の宅地建物取引士の氏名及び登録番号を記入すること。

《備考2》

(添付図書)

案内図 案内所、展示会等の場所を明示してください。

(参 考)

平成7年4月19日に法律が次のように改正されました。

○ 契約締結等を予定していない案内所の開設についての届出の廃止

宅地建物取引業法第50条第2項の規定により開設する際の届出が必要とされている事務所以外の場所（契約締結等を予定せず、専任の取引主任者の設置義務のない場所）については、その届出を廃止することとしたが、消費者保護の観点から引き続き所要の標識の掲示は行うこと。

(注 意)

○ 「業務を行う期間」は原則最長一年とし、引き続き業務を行う場合は改めて届出を行う必要があります。

○ 既に届け出た案内所等について、次の①～③の事項を変更しようとする場合には、変更のない部分も含めて記入し届け出てください。

その場合、「物件の種類等」に記載する区画数、戸数及び面積については、当初の届出に係るものを上段かつ書きで記載したうえで、新たな届出を行う時点での数量を下段に記載してください。

①「業務を行う期間」を延長しようとする場合

②「業務の種別」又は「業務の態様」の届出に係る業務を変更しようとする場合

③「専任の取引主任者に関する事項」について、届け出ている専任の取引主任者を変更しようとする場合

○ 既に届け出たものが次に該当する場合は、変更の届出は要しません。

①「取り扱う宅地建物の内容等」欄の「所在地」以外の欄が変更になる場合

②届出を行った宅地建物取引業者の代表者のみの変更の場合

○ 変更時点で分譲等する対象が10区画（戸）未満になっていたとしても、届出が必要です。

また、分譲等する対象が10区画（戸）未満の場合届出の必要はありませんが、仮に届出を行ったとしても「宅建業法第15条第1項の規定により同項に規定する取引主任者を置くべきもの（同法規則第16条の5第1項）に該当するものではなく、当該場所において行われた申込み等には同法第37条の2に規定するクーリングオフの適用があることに注意してください。